

品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」の改正について

2023年1月12日
日本公認会計士協会

新	旧
<p>品質管理基準報告書第1号</p> <p style="text-align: center;">監査事務所における品質管理</p> <p style="text-align: right;">2006年3月30日 改正 2007年3月16日 改正 2007年10月22日 改正 2008年3月25日 改正（中間報告） 2011年4月28日 改正 2011年12月22日 改正 2013年6月17日 改正 2014年4月4日 改正 2015年5月29日 改正 2019年2月27日 改正 2022年6月16日 改正 2022年10月13日 <u>最終改正 2023年1月12日</u></p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第2号)</p> <p>《I 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《4. 適用時期》 (省 略)</p> <p>・ 本報告書（2022年10月13日）のうち、倫理規則に関する事項は、<u>2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本報告書を、倫理規則（2022年7月25日変更）と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。</u>なお、品質管理に関する事項は、2022年6月16日付け改正の本報告書、品質管理基準委</p>	<p>品質管理基準報告書第1号</p> <p style="text-align: center;">監査事務所における品質管理</p> <p style="text-align: right;">2006年3月30日 改正 2007年3月16日 改正 2007年10月22日 改正 2008年3月25日 改正（中間報告） 2011年4月28日 改正 2011年12月22日 改正 2013年6月17日 改正 2014年4月4日 改正 2015年5月29日 改正 2019年2月27日 改正 2022年6月16日 <u>最終改正 2022年10月13日</u></p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第2号)</p> <p>《I 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《4. 適用時期》 (省 略)</p> <p>・ 本報告書（2022年10月13日）のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日から適用する。ただし、倫理規則（2022年7月25日変更）と併せて早期適用することを妨げない。なお、品質管理に関する事項は、2022年6月16日付け改正の本報告書、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」と同時に適用する。</p>

新	旧
<p>員会報告書第2号「監査業務に係る審査」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」と同時に適用する。</p> <p>・ 本報告書(2023年1月12日)は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」(2022年6月16日)と同時に適用する。なお、2022年6月16日付けで改正された品質管理基準に関する事項は、品質管理基準委員会報告書第2号(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書220(2022年6月16日)と同時に適用する。さらに、本報告書(2022年10月13日)のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本報告書を、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。</p> <p>(省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省 略)</p> <p>《12. 資源》(第32項参照) (省 略)</p> <p>《(1) 人的資源》 (省 略)</p> <p>《④ 各業務に割り当てられる監査チームのメンバー》(第32項(4)参照) (省 略)</p> <p>A96. 監査基準報告書220第26項は、監査チームのメンバー及び監査人が利用する外部の専門家が、全体として監査業務を実施するための十分な時間を含む、適性及び適切な能力を有しているかを判断する監査責任者の責任を規定している。監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」第26項は、グループ監査に関連して監査基準報告書220をどのように適用するかについて規定している。業務に割り当てられる監査チームのメンバーの適性及び能力に関して監査事務所によってデザインされ適用される対応には、以下に関する方針又は手続が含まれる。</p> <p>・ 監査事務所のネットワーク、ネットワーク・ファーム又はサービス・プロバイダーから割り当てられる者を含め、業務に割り当てられる監査チームのメンバーが、業務を実施するための適性及び能力を有しているかを判断する際に考慮する監査責任者が入手し得る情報及び要因</p>	<p>(省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省 略)</p> <p>《12. 資源》(第32項参照) (省 略)</p> <p>《(1) 人的資源》 (省 略)</p> <p>《④ 各業務に割り当てられる監査チームのメンバー》(第32項(4)参照) (省 略)</p> <p>A96. 監査基準報告書220第26項は、監査チームのメンバー及び監査人が利用する外部の専門家が、全体として監査業務を実施するための十分な時間を含む、適性及び適切な能力を有しているかを判断する監査責任者の責任を規定している。監査基準報告書600「グループ監査」第18項は、グループ監査に関連して監査基準報告書220をどのように適用するかについて規定している。業務に割り当てられる監査チームのメンバーの適性及び能力に関して監査事務所によってデザインされ適用される対応には、以下に関する方針又は手続が含まれる。</p> <p>・ 監査事務所のネットワーク、ネットワーク・ファーム又はサービス・プロバイダーから割り当てられる者を含め、業務に割り当てられる監査チームのメンバーが、業務を実施するための適性及び能力を有しているかを判断する際に考慮する監査責任者が入手し得る情報及び要因</p>

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> 特に監査事務所のネットワーク、ネットワーク・ファーム又はサービス・プロバイダーによって割り当てられた監査チームのメンバーの適性及び能力に関する懸念がどのように解消されるか。 <p>(省 略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特に監査事務所のネットワーク、ネットワーク・ファーム又はサービス・プロバイダーによって割り当てられた監査チームのメンバーの適性及び能力に関する懸念がどのように解消されるか。 <p>(省 略)</p>
<p>《13. 情報と伝達》(第 33 項参照)</p> <p>(省 略)</p>	<p>《13. 情報と伝達》(第 33 項参照)</p> <p>(省 略)</p>
<p>《(2) 監査事務所内のコミュニケーション》(第 33 項(2)及び第 33 項(3)参照)</p>	<p>《(2) 監査事務所内のコミュニケーション》(第 33 項(2)及び第 33 項(3)参照)</p>
<p>A112. 監査事務所は、事務所全体のコミュニケーションを促進するための伝達経路を確立することにより、専門要員及び監査チームが監査事務所と、及び相互に、情報を交換する責任を認識し強化することがある。</p>	<p>A112. 監査事務所は、事務所全体のコミュニケーションを促進するための伝達経路を確立することにより、専門要員及び監査チームが監査事務所と、及び相互に、情報を交換する責任を認識し強化することがある。</p>
<p>監査事務所、専門要員及び監査チームの間でのコミュニケーションの例</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査事務所は、専門要員と監査チームに対して、監査事務所の対応を適用する責任を伝達する。 品質管理システムの変更が専門要員と監査チームの責任に関連する場合、その責任に応じて迅速かつ適切に行動できるように、監査事務所はその変更を専門要員と監査チームに伝達する。 監査事務所は、契約の新規の締結及び更新プロセスにおいて入手した情報のうち、監査チームが業務を計画し実施する上で関連する情報を伝達する。 監査チームは、監査事務所に以下に関する情報を伝達する。 <ul style="list-style-type: none"> 契約の新規の締結又は更新の前に知っていれば、監査事務所が契約の新規の締結又は更新を承認しない原因となった可能性のある、業務の実施において得られた関与先に関する情報 監査事務所の対応の運用に関する情報 (例えば、専門要員を業務に割り当てる監査事務所のプロセスに関する懸念)。そのような情報は、場合によっては、監査事務所の品質管理システムの不備を示していることがある。 監査チームは、審査担当者又は専門的な見解の問合せを実施する者に情報を伝達する。 グループ監査人は、監査事務所の方針又は手続に従って、業務レベルでの品質管理に関する事項等を構成単位の監査人に伝達する。 独立性に関する要求事項の遵守について運用責任を割り当てられた者は、関連する専門要員及び監査チームに対して、独立性に関する要求事項の変更、並びにその変更に対処するための監査事務所の方針又は手続を伝達する。 	<p>監査事務所、専門要員及び監査チームの間でのコミュニケーションの例</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査事務所は、専門要員と監査チームに対して、監査事務所の対応を適用する責任を伝達する。 品質管理システムの変更が専門要員と監査チームの責任に関連する場合、その責任に応じて迅速かつ適切に行動できるように、監査事務所はその変更を専門要員と監査チームに伝達する。 監査事務所は、契約の新規の締結及び更新プロセスにおいて入手した情報のうち、監査チームが業務を計画し実施する上で関連する情報を伝達する。 監査チームは、監査事務所に以下に関する情報を伝達する。 <ul style="list-style-type: none"> 契約の新規の締結又は更新の前に知っていれば、監査事務所が契約の新規の締結又は更新を承認しない原因となった可能性のある、業務の実施において得られた関与先に関する情報 監査事務所の対応の運用に関する情報 (例えば、専門要員を業務に割り当てる監査事務所のプロセスに関する懸念)。そのような情報は、場合によっては、監査事務所の品質管理システムの不備を示していることがある。 監査チームは、審査担当者又は専門的な見解の問合せを実施する者に情報を伝達する。 グループ監査チームは、監査事務所の方針又は手続に従って、業務レベルでの品質管理に関する事項等を構成単位の監査人に伝達する。 独立性に関する要求事項の遵守について運用責任を割り当てられた者は、関連する専門要員及び監査チームに対して、独立性に関する要求事項の変更、並びにその変更に対処するための監査事務所の方針又は手続を伝達する。
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>以 上</p>	<p>以 上</p>
<ul style="list-style-type: none"> 本報告書 (2022 年 10 月 13 日改正) は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> 倫理規則 (2022 年 7 月 25 日変更) <p>(修正箇所: 第 16 項及び A118 項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本報告書 (2022 年 10 月 13 日改正) は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> 倫理規則 (2022 年 7 月 25 日変更) <p>(修正箇所: 第 16 項及び A118 項)</p>

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） （上記以外の修正箇所） ・ <u>本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</u> － 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正） 	<ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） （上記以外の修正箇所）

以 上